

○建築基準法施行令第四十六条第二項第一号イの規定に基づく構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準

(昭和六十二年十一月十日)

(建設省告示第千八百九十八号)

改正	平成	八年	七月二九日	建設省告示	第一六一二号
	同	一二年	一二月二六日	同	第二四六五号
	同	一四年	五月二四日	国土交通省告示第	四五八号
	同	一六年	三月二二日	同	第三三一号
	同	一九年	十一月二七日	同	第一五二三号
	同	一九年	一二月二八日	同	第一七〇三号
	同	二〇年	八月一日	同	第九六七号
	同	二七年	六月三〇日	同	第八一六号
	同	二八年	六月一日	同	第七九二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第二項第一号イの規定に基づき、構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を次のように定める。

構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材は、次のいずれかに適合すること。

- 一 集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）第五条に規定する構造用集成材の規格及び第六条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格
- 二 単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）第四条に規定する構造用単板積層材の規格
- 三 平成十三年国土交通省告示第千二十四号第三第三号の規定に基づき、国土交通大臣が基準強度の数値を指定した集成材
- 四 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受け、かつ、平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第二第三号の規定に基づき、国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定した木質接着成形軸材料又は木質複合軸材料
- 五 製材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千八十三号）第五条に規定する目視等級区分製材の規格又は同告示第六条に規定する機械等級区分構造用製材の規格のうち、含水率の基準が十五パーセント以下（次のイ又はロに掲げる接合とした場合にあつては、当該接合の種類に応じてそれぞれ次のイ又はロに定める数値以下）のもの

イ 径二十四ミリメートルの込み栓を用いた接合又はこれと同等以上に乾燥割れにより耐力が低下するおそれの少ない構造の接合 三十パーセント

ロ 乾燥割れにより耐力が低下するおそれの少ない構造の接合（イに掲げる接合を除く。） 二十パーセント

六 平成十二年建設省告示第千四百五十二号第六号の規定に基づき、国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材のうち、含水率の基準が十五パーセント以下（前号イ又はロに掲げる接合とした場合にあっては、当該接合の種類に応じてそれぞれ同号イ又はロに定める数値以下）のもの

附 則

この告示は、昭和六十二年十一月十六日から施行する。

附 則 （平成八年七月二九日建設省告示第一六一二号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 昭和六十一年農林水産省告示第二千五十四号に規定する構造用大断面集成材の特級、一級若しくは二級又は平成八年農林水産省告示第百十二号による改正前の昭和四十九年農林省告示第六百一号に規定する構造用集成材の一級若しくは二級若しくは化粧ばり構造用集成材の一等等若しくは二等に適合する集成材その他の木材については、なお従前の例による。

附 則 （平成一二年一二月二六日建設省告示第二四六五号）

この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一九年一二月二七日国土交通省告示第一五二三号）

この告示は、平成十九年十一月二十七日から施行する。

附 則 （平成一九年一二月二八日国土交通省告示第一七〇三号）

この告示は、平成十九年十二月二十四日から施行する。

附 則 （平成二七年六月三〇日国土交通省告示第八一六号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二八年六月一日国土交通省告示第七九二号）

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。